

## 第5期 雲南市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 平成27年6月24日(水) 13:30~14:45

2. 場 所 大東町 大東地域交流センター

3. 出席委員(32名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	15番 青木征温	16番 内部武雄	17番 柳原昌広
18番 白築 進	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也
26番 岡田 伸	27番 持田明典	28番 川上蘆求	29番 山本裕子
30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義	33番 藤原 好
34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎

4. 欠席委員(5名)

14番 高田 耕	19番 白築美雄	20番 中西康一	24番 廣澤幸博
25番 錦織邦男			

遅刻届出委員(0名)

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文  
主 幹 高橋知恵美 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第76号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第77号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第78号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は32名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第12回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、23番鶴原能也委員、26番岡田伸委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
議 長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・会議等の予定について</li> <li>・平成27年6月認定審査会における認定について、平成27年6月青年等就農計画認定審査会における認定について</li> </ul>
議 長	<p>事務局から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>以上で質疑を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第75号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ「議第75号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。9ページをご覧ください。今回8件の申請がでております。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・ため池、現況・畑1筆、登記簿・現況とも畑1筆、面積は合計で1,266㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「農地を交換により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「自宅付近の農</p>

事務局	<p>地を交換により譲り受ける」ということです。譲受人の経営面積は 5.8a で取得予定の本農地を取得しても下限面積を下回っておりますが、これにつきましては農地法で下限面積を下回った場合でも取得できるという例外規定があります。具体的には農地法施行令第 6 条第 3 項第 2 号で、農業委員会の斡旋に基づく交換による取得の場合で、その相手がたの交換後の耕作面積が下限面積を下回らない場合とありまして、本件では次の申請番号 2 番の案件である□□□□さんの交換後の経営面積が下限面積を下回らないため認められるものと考えております。土地代については交換ということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 2 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・畑で面積は 576 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「農地を交換により譲り渡す」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「自宅付近の農地を交換により譲り受ける」ということです。土地代は交換ということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 3 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は 417 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「耕作困難となったため農地隣接の受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する」ということです。土地代は 10a 当り 300 千円です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 4 番、〇〇町〇〇△△-△地目は登記簿・田、現況・畑、面積は 2,554 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「経営規模の縮小のため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け農業経営を拡大する。」という事です。土地代は 10a 当り 80 千円です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 5 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は 964 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「体調が悪く農作業が困難となり、申請地の近隣に居住する譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する」ということです。これまでも管理を肩代わりされていて、いよいよ十分に管理できず譲り渡すということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 6 番、〇〇町〇〇△△-△、他 4 筆、地目は登記簿・現況とも畑 3 筆、登記簿・現況とも田 2 筆、面積は合計で 2,645 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する」ということです。土地代は 10a 当り 45 千円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 7 番、〇〇町〇〇△△-△、外 3 筆、地目は登記簿・現況とも畑 4 筆、面積は合計で 252.69 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇市の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する」ということです。土地代は 10a 当り 45 千円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 8 番、〇〇町〇〇△△-△、外 3 筆、地目は登記簿・現況とも畑 3 筆、登記簿・現況とも田 1 筆、面積は合計で 1,917 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡</p>
-----	---

事務局	<p>人は〇〇県〇〇市の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10a 当り 104 千円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上、8件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので質疑を終わります。次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第75号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第75号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>それでは次に、「議第76号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ「議第76号農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。14ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10㎡です。申請人は〇〇市〇〇の□□□□さんで転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転</p>

事務局	<p>用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため申請地に移転新設する」ということです。平成27年1月で農用地除外の許可がでています。確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.9㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は遠方の山中にあり参拝するのが大変で、住居近くの申請地に新設移転したい」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・墓地で面積は9.1㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は遠方であり樹木が繁茂し設置するのが大変で、住居近くの申請地に新設したい」ということです。始末書が提出されており、平成27年3月に事前着手してしまったということです。該当農地は近隣商業地域に指定されており都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域となっていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上3件の案件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
31番	<p>31番〇〇です。申請番号3番について始末書付きですので説明します。現地は図面の35ページにあります。事務局の説明のとおり今年の3月にコンクリートのブロック塀を積みかけておられます。結局、中止されてございますが、□□さんは、かなりの高齢のご婦人さんですので周りから余分なことを言う人もあったみたいです。墓碑は立ててはいけませんが他のことはしても良いと、間違ったことを真に受けて準備を始めたとのことでした。誠に申し訳なく、繰り返しお詫びし、始末書が出ております。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	次に、討論を行います。討論はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	お諮りいたします。 「議第76号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第76号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第77号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書15ページ「議第77号農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。16ページをご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は173㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の〇〇自治会 代表者 △△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画6台分を建設されます。転用理由は、「〇〇自治会の駐車場が、県道の拡幅等で狭隘となったため、申請地を駐車場として利用したい」ということです。平成26年7月22日に農用地除外の許可が出ております。土地代は6台分を10a当り1,777千円、確認は□□委員さんです。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。 申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも田が1筆、登記簿・現況とも畑が2筆、面積は797㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人△△△△さんです。転用目的は墓地及び駐車場で、墓碑35棟、駐車区画5台分を建設されます。転用理由は、「檀信徒から墓地造成の要望があったため墓碑35基分を造成し、順次檀信徒からの要望により墓碑を建立します。併せて駐車場を確保します」ということです。平成26年7月22日に農用地除外の許可が出ております。土地代は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項

事務局	<p>第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は合計610㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、亡△△△△相続人〇〇〇〇さん、借受人は雲南市長の速水雄一です。転用目的は駐車場で、駐車区画22台分を建設されます。転用理由は、「雲南市役所の職員駐車場として使用するため申請地を借り受けて利用する」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の準工業地域に指定されております。期間は5年間、賃借料は10a当り944千円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>以上3件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
16番	<p>16番内部です。申請番号3についてです。駐車場は新庁舎からかなり離れていて、市役所駐車場としては遠いと思います。また、市がお金を出してしないといけないことでしょうか。</p>
事務局	<p>これにつきましては、新庁舎が8月末頃に完成し、10月中旬に引越すことで進められていまして、周辺に駐車場を整備されているところです。管財課へ確認しましたところ庁舎の近くにも来客用として70台分と多少職員用もあるようですが、職員は300名からいます。近くが良いですが足りないところもありますので駐車場を数か所に分けて整備する計画です。申請地はその内の一つで、とりあえず5年間の一時転用です。後は農地に戻すということです。何か所かあるうちの一つと言う事でご理解いただきますようお願いします。</p>
16番	<p>県合庁の駐車場を利用してはどうかと思いますが。</p>
事務局	<p>県合庁の駐車場についても検討されているのではないかと思います。詳しいことは分かりませんので管財課へ申し伝え、聞いておきます。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第77号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することにご異議ございませんか</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第77号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、「議第78号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ「議第78号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は大東町3件、加茂町2件、木次町2件、三刀屋町3件、吉田町3件、掛合町1件の計14件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する、申請番号10番の案件がございますので、協議の際「議事参与の制限」にご配慮ください。</p> <p>2時30分頃までお願いいたします。暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開します。</p>
議 長	<p>先ほど、ご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。最初に「議事参与の制限」に係る案件である申請番号10番を除く案件についてご審議をいただきます。</p>
議 長	<p>大東町よりお願いします。</p>

9 番	9 番永井です。大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
1 5 番	1 5 番青木です。加茂町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
1 2 番	1 2 番橋本です。木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
2 8 番	2 8 番川上です。三刀屋町ですが、8 番、9 番に関しましては妥当と判断しましたのでご報告いたします。
1 8 番	1 8 番白築です。吉田町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
3 番	3 番岡田です。掛合町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。 「議第 7 8 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号 1 0 番を除く各件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって「議第 7 8 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号 1 0 番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。
議 長	次に、議事参与の制限に係る」申請番号 1 0 番の案件についてのみを審議します。
議 長	雲南市農業委員会会議規則第 1 0 条「議事参与の制限」により、3 2 番〇〇委員にはご退席願います。

	(小田委員 退席)
議長	それでは、申請番号10番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を三刀屋町より発表していただきます。
28番	28番川上です。申請番号10番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	ただ今、三刀屋町より協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第78号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって「議第78号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。
議長	〇〇委員にはご着席願います。
	(〇〇委員 着席)
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。
事務局	ご起立下さい。
事務局	一同ご礼。 ご着席願います。

事務局

次にその他事項に入ります。

**【その他報告事項】**

- (1) 雲南地区農業委員会連絡協議会総会及び研修会について
- (2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_